

↳ 帳簿の保存期間、更正期間の延長

Q : 平成16年度税制改正で、法人に係る欠損金の繰越控除の期間が現行の5年から7年に延長されたことに伴い、帳簿の保存期間や更正期間も延長されると聞きました。詳細を教えてください。

A : 以下のとおり延長されました。

【解説】

平成16年度改正では、平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金の繰越控除の期間が、現行の5年から7年に延長されました。これに伴い、過去の欠損金が適切であったかどうかを確認するために必要な帳簿の保存期間も現行の5年から7年に延長されるとともに、更正期間についても、欠損金額に係る更正の期間制限が現行の5年から7年とされ、さらには、脱税以外の場合の過少申告に係る更正の期間制限が現行の3年から5年に見直されることとなりました。

この改正により、①従来は5年で切り捨てられていた欠損金がさらに2年間繰越せるようになり、②欠損金額が増加、あるいは、新たに発生したことに対応するための減額更正の期間が延長されることとなりましたが、一方では、①欠損金額が減少した場合に対応するための増額更正の期間が延長されるとともに、②税務調査で不適切な事項が発見され否認された場合に対応するための増額更正の期間も延長されるなど、あまり手放しに喜べる内容にはなっていません。

